

第 105 回総合政策部会 事前意見

■ (1) 第五次環境基本計画の点検について (資料1)

| 委員 | 資料番号 | 御意見・御質問 |
|-------|------|---|
| 石田 建一 | 資料1 | <p><点検結果について></p> <p>●P16～27 「地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 温対法改正後、どれだけの自治体が区域内や公共施設の再エネ導入目標を掲げたのか、目標達成に向けて具体的な計画はあるのか、計画を実践できているのか、ボトルネックは何なのか、といった観点からも評価を行った方が良いのではないかと。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【回答】</p> <p>環境省は「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」を毎年度実施し、再エネ導入目標の設定や計画策定の状況等、地方公共団体の取組状況を把握している。</p> <p>引き続き、改正温対法の趣旨を踏まえた地方公共団体の取組状況や関連課題の実態把握・分析を行うとともに、得られた成果は 2050 年カーボンニュートラルの達成に向け、他の自治体への横展開等、今後の施策に活用していくことを検討してまいりたい。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入という本来の目的に沿った運用実態になっているのかを検証する必要はないか。例えば、バイオマス発電が事業計画どおりに運用できず、輸入材に依存した運用になっている場合、本来の目的に沿っておらず、温室効果ガスの削減や生態系の保全にも寄与していないことが懸念される。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【回答】</p> <p>委員ご指摘の通り、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入は、その事業計画に沿って運用されていくべきと考える。</p> <p>例えば、P19 の脱炭素先行地域では、脱炭素先行地域評価委員会において、選定地方公共団体の取組の進捗状況を、必要に応じ、ヒアリングを行うなどして評価分析し、選定地方公共団体に対し助言することとしている。</p> <p>また、地方環境事務所等においても、目的に沿った事業が実施されるよう、取組状況を随時フォローアップしていく。</p> </div> |

- ・地域資源を活用した再生可能エネルギーの利用者（需要家・消費者）を増やす取り組みも必要。その観点から、FIT 電力の価格が燃料価格と相関の強い市場条件で決められていることは、利用者拡大にとって弊害。再生可能エネルギーの利用拡大に向けて環境省と経産省と協力し、改善が必要ではないか。

【回答】

FIT 制度については、経済産業省の所管事項である。環境省としては、地域資源を活用した再生可能エネルギーの利用拡大に向けて、工場や公共施設などエネルギーの利用者による自家消費型太陽光発電の導入や、脱炭素先行地域等を通じた地産地消型の取組の促進を含む幅広い視点から、経済産業省とも連携しながら取り組んでまいりたい。

●P82 環境基本計画の地域循環共生圏の実現に関する指標について

- ・「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明をした自治体数及び総人口」は、今期の計画において非常に大きな成果が上がった項目。一方で、今は世界的に国も企業や自治体のようなノンステークホルダーも、カーボンニュートラル宣言をした後に、具体的な目標を立て、実践できているかが問われている状況。つまり、PDCA サイクルが適切に回っているかがポイントになっている。来年の総括の際には、(次期環境基本計画に向けた試験的な取組として) 宣言と実態のギャップを把握することが必要ではないか。

【回答】

2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明した団体を含めた地方公共団体の地球温暖化対策に関する取組状況については、毎年度環境省が実施している「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」により把握している。

今後も地方公共団体の取組状況の実態を把握していくが、ご指摘の観点からも調査結果を分析できるよう、検討してまいりたい。

<次期環境基本計画に向けて>

- ・各種環境政策の策定やモニタリングの場面において、科学的な検証が行われる仕組みが必要ではないか。例えば、気候変動の分野では、国連気候変動枠組条約に関して、ちょうど世界全体の進捗状況を評価する仕組み、「グローバル・ストックテイク (Global Stocktake: GST)」が行われているところ。日本も、パリ協定や IPCC のレポートを踏まえて、現状の政策の適切性や進捗を国内外に説明する必要がある。説明責任は気候変動分野に限った話ではなく、環境政策の PDCA の P や C の時点で政策が科学的に妥当なものかどうか、検証できる仕組みが必要ではないか。
- ・「環境経営に対する取組の促進」に関して、大企業だけでなく、中小企業の取組促進に向けた指標を検討してはどうか。

【回答】

貴重なご意見深く感謝。両方のご意見を踏まえて次期環境基本計画に向けた議論をしてまいりたい。

| | | |
|-------------|-------------|---|
| <p>田中 充</p> | <p>資料 1</p> | <p>カーボンニュートラルの実現は、わが国の環境政策において必須の達成課題（必達目標）である。このことを踏まえて、下記の点に関して、取組の強化を行ってはどうか。</p> <p>●P19（「地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入」） 地域からの脱炭素施策の拡大・深化を進める上で「脱炭素先行地域」の取組は大いに期待される。今後は、各地域の試行成果がまとまった段階で優良な成果が上がった取組を分析し、その枠組み・手法を抽出した上で、全国の同様の地域において横展開していく施策を実施すること。脱炭素先行地域の試行を単発的な取組とせず、全国的に普及・拡大していくことが重要である。</p> <div data-bbox="546 496 2063 983" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【回答】</p> <p>脱炭素先行地域については、その地域や取組のモデル性、波及効果、アナウンス効果等に優れていることなど、他の地域への展開可能性も評価し、選定することとしている。</p> <p>今後も年2回程度募集し、評価委員会の評価を経て、100地域にとどまることなく、できるだけ多くの地域を選定したいと考えており、応募を検討している地方公共団体に対しては、環境省として、丁寧な伴走支援を行ってまいりたい。</p> <p>また、先日公表した「脱炭素先行地域づくりスタディガイド（第2版）」において、第1回の選定地域の取組をはじめ、脱炭素と地域課題の解決を同時実現する好事例の情報提供を行っている。脱炭素ドミノを広げていくためには、モデル性の高い先行地域の取組について、広く周知していくことが重要であることから、引き続き情報提供をしっかりと行ってまいりたい。</p> <p>さらに、全国で脱炭素ドミノを起こしていくため、脱炭素先行地域の取組に加え、全国津々浦々で屋根置き太陽光やゼロカーボンドライブなどの重点対策を加速化し、計画づくり支援や情報・技術支援なども含め、地方公共団体の脱炭素の取組を後押ししてまいりたい。</p> </div> <p>●P51（「5（3）持続可能な社会の実現に向けた技術の早期の社会実装の推進」「環境影響評価に係る技術的手法の普及」）、P67（「総括的な進捗状況の評価、課題」） 環境影響評価に係る技術的手法の取組に関連して、カーボンニュートラルの視点から、開発事業に対する環境影響評価の実施に際して事業のプラス面（二酸化炭素排出量削減効果等）の評価を盛り込む技術手法の開発や制度づくりに取り組むことは重要である。</p> <div data-bbox="546 1278 2063 1441" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【回答】</p> <p>環境の保全とは、環境保全上の支障の防止にとどまらず、良好な環境の創出を含む概念であり、一般論としては、環境アセスメントの実施を通じて、事業者自身が事業に伴うプラス面を引き出すことができれば望ましいといえる。</p> <p>環境省は、令和4年3月に「開発事業者と地域の連携事例集 ～開発事業をきっかけに取り組む SDGs の実現～」を</p> </div> |
|-------------|-------------|---|

公表し、開発事業を行う際に、事業者が、マイナス面の環境影響を低減するだけでなく、開発事業をきっかけに地域の課題解決に取り組んだ事例をとりまとめ、事業者の自主的な取組を促しているところ。このように、好事例を展開することで、事業による環境価値の創出について考えるきっかけになるよう、普及・啓発していきたい。

また、広義のアセスメント制度の観点においては、地球温暖化対策推進法が改正され、市町村が再エネ導入に係る促進区域を設定することができる仕組みが本年4月から導入された。当該制度は、戦略的アセスメントの考え方を導入したものであり、個別事業の計画立案段階に先立って促進区域を設定する段階で、地域において望ましい再エネ導入の政策方針を明確にするもの。

この再エネ導入の政策方針の一つとして、再エネ事業（地域脱炭素化促進事業）を行うに当たって事業者が取り組むべき「地域の環境の保全のための取組」も定めることとしているところ、この「取組」として、事業に係る環境保全の取組のみならず、地域で課題となっている事柄について環境の改善を図る取組や、新たな環境価値の創出を伴う取組（プラス面の環境影響をもたらす）を事業計画に盛り込むことを位置づけることも可能な仕組みとしている。今後、環境省として、好事例の創出がされるよう自治体を支援してまいりたい。

●P52（5（3）持続可能な社会の実現に向けた技術の早期の社会実装の推進「環境研究総合推進費における研究開発成果のオープンデータ化」、P69（「総括的な進捗状況の評価、課題」）

科学的知見に基づく政策決定の基盤となる研究開発の推進の取組状況に関連して、p56に記載があるように、基準年から最新年までの間に研究開発資金の投入は2倍になっているが、社会実装や技術の革新性につながる指標である特許件数はおおむね半減となっており、研究開発費の投入に伴う実装化・社会的効果の面で停滞していることがみてとれる。

この点の評価を踏まえた上で、提案される研究プロジェクトの採択・決定に際し、実装化可能性や社会的効果の面からの評価の在り方をさらに強化し、社会に還元できる研究開発の取組を促進する必要がある。

【回答】

環境研究総合推進費においては、R3年度新規課題より「技術実証型」の課題について一定の採択枠を設けている、令和3年度に知財戦略や企業とのマッチングを助言・指導する社会実装支援担当のプログラムオフィサーを配置する等、研究成果の社会実装を促進するための取組を進めており、引き続き制度の改善を図っていく。

●地域の取組成果を踏まえながら脱炭素の取組強化していく観点から、先行的に取り組みが開始されている東京都・埼玉県における「総量削減義務と排出量取引制度」の成果を検証するとともに、こうした削減手法を全国規模で導入するよう検討することが必要である。

【回答】

1. 政府が排出量の上限を定める排出量取引制度は、制度設計次第では確実性をもって二酸化炭素の総量削減を実現できるという利点があると考えている。
2. 一方で、
 - ・どのような者を制度の対象とするか、
 - ・排出量の上限設定をどのように行うか、
 - ・円滑な取引を行うための取引市場のルール設計をどのように行うか、などの課題があると認識。
3. 環境省としては、東京都・埼玉県における排出量取引制度の成果や、今後の我が国の排出削減状況の推移も踏まえつつ、引き続き経済産業と連携し、「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化を進めていく。